

地域包括ケアシステム推進協議会と介護保険事業 計画・高齢者福祉計画策定プロセスの関係

1 地域包括ケアシステム推進協議会の設置

地域包括ケアシステム（高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう医療、介護、予防、生活支援及び住まいのサービスを一体的に受けられる支援体制をいう。）を推進するために設置する。

2 前回会議（令和 4 年 3 月）

前回の会議では、地域包括ケアシステム構築のプロセスを委員の皆様と共有しました。

- ① 地域ケア会議を利用して地域課題の解決を図り、さらに大きな範囲での解決が必要な場合は、上位会議に吸い上げる。
- ② 量的・質的に課題を把握し、地域の関係者で目指す姿・対応策を協議し、それらを介護保険事業計画に明文化し、実行・評価の PDCA を回しながら進めていく。

3 今回会議の趣旨

今回の介護保険事業計画策定については、北名古屋市が目指す地域包括ケアシステムの姿（目標）を皆で共有するため、課題の共有、対応策の検討など計画策定の工程を、地域包括ケアシステム推進協議会の中で行います。

市では計画策定にあたり、3 年ごとに、高齢者とケアマネ等専門職にアンケート調査を実施しています。

今回の会議では、日頃、地域の支援者が感じている「地域課題」を踏まえたうえで、高齢者のニーズを量的に把握するため、計画策定のアンケート調査に盛り込む項目について、議論します。

4 次回会議の予定（令和 5 年 3 月）

- ・アンケート調査結果の報告・検討
- ・「市の地域包括ケアの目指す姿」策定の検討